

令和5年8月22日

マリンレジャー事業者 各位

第十一管区海上保安本部交通安全対策課

船舶を使用する際の安全対策について（注意喚起）

令和5年8月16日（水）宮古島市下地島空港北西方において、ダイビング船が転覆し、乗船者20名が漂流する事案が発生しております。

マリンレジャーが活発な沖縄県において、事業者及び船長の皆様におかれましては、常日頃の安全管理を適切に行っていただくとともに下記の安全対策を実施し、引き続き事故の未然防止に取り組んでくださいますようお願いいたします。

記

船舶を使用してマリンレジャー事業を営む事業者及び船長は、以下の対策を講じるようお願いします。

- 1 発航前検査の励行
- 2 最新の気象情報の入手
- 3 船舶の堪航性の確保
- 4 ライフジャケットの着用
- 5 携帯電話等の連絡手段の確保
- 6 緊急連絡システムの作成・確認
- 7 乗船者名簿の備え置き（船舶・事務所の2部）